

新型コロナウイルス感染症患者の発生届に係る  
 届出対象見直しへの対応について

1 要旨・目的

新型コロナウイルス感染症患者発生届の届出対象見直し（全数届出の見直し）に係る本県の対応等について報告する。

2 現状・背景

感染症法の規定により、新型コロナ患者については、全ての患者を陽性診断した医療機関から保健所に届け出る義務があったが、9月26日からは、全国一律で、この届出の対象が次の4類型に限定された。

65歳以上の者 / 入院を要する者 / 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な者または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者 / 妊婦

3 概要

(1) 対象者

すべての県民（新型コロナ患者）、診療・検査医療機関

(2) 実施内容（詳細は別紙のとおり）

届出対象外の患者への対応について、国は各都道府県で健康フォローアップセンター等を設置して、患者本人が当該センター等に申請する方法を示している。

本県では、届出対象外の患者についても、引き続き、医療機関の協力を得て、またHER-SYSへの入力項目\*を必要最小限にして負担軽減を図りながら県が患者情報を把握し、迅速な医療提供や必要な公費支援等（健康相談、宿泊療養施設、自宅療養パックの配送等）が可能な仕組みとする。

[\*入力項目] 氏名/生年月日/住所（市区町名のみ）/電話番号/診断日

(3) スケジュール

令和4年9月26日（月）から適用

(4) 予算

	（累計額）	（R4年度現計予算額）
新型コロナウイルス感染症対策	539,496 百万円	108,863 百万円
うち関係分 感染拡大防止対策	156,353 百万円	14,011 百万円

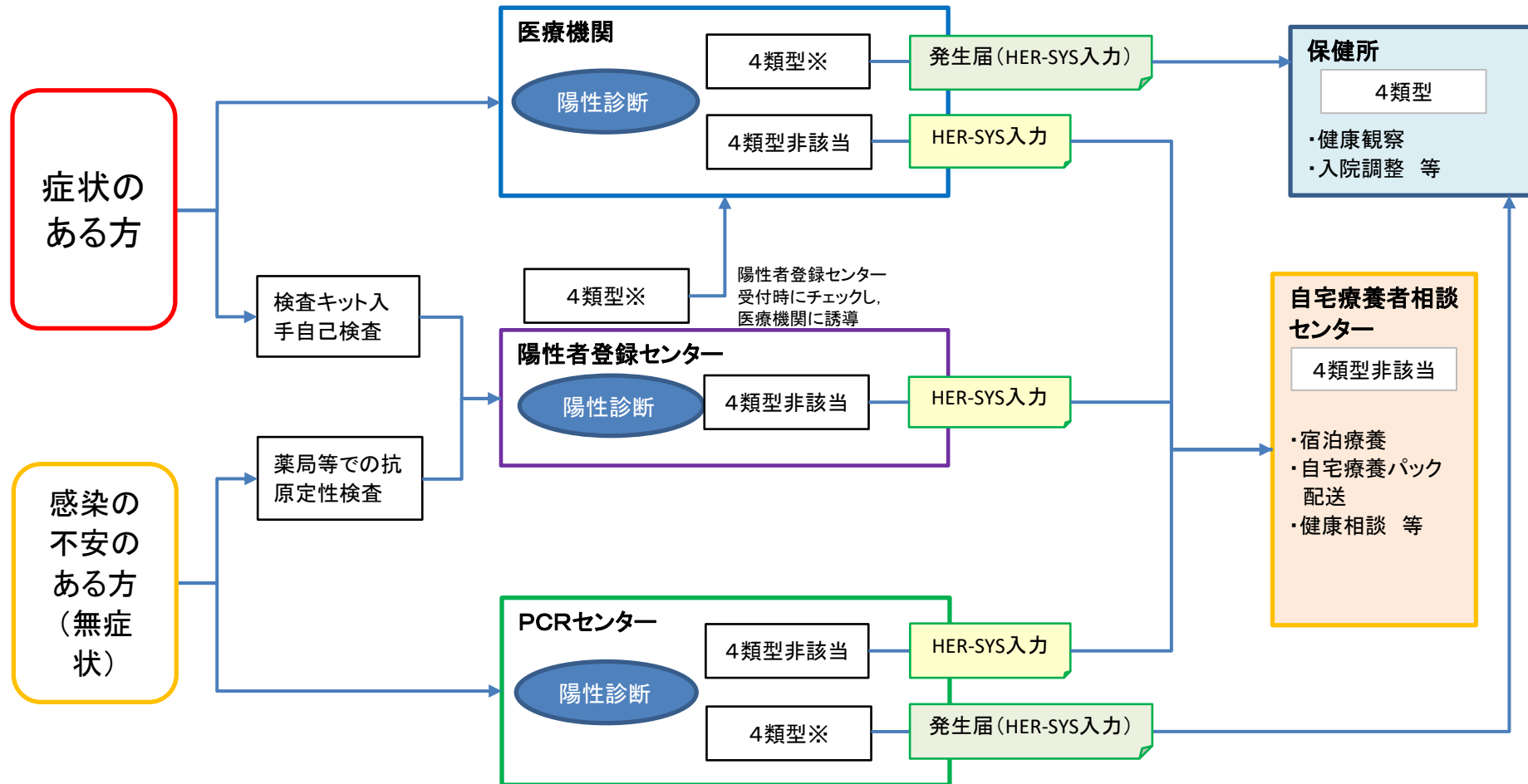
4 その他（関連情報等）

新型コロナウイルス感染症 まとめサイト

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

# 全数届出見直し後のフロー

別紙



- ※ 4類型
- ・65歳以上の者
  - ・入院を要する者
  - ・重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者
  - ・妊婦